

上里町コミュニティバス運行事業者選定プロポーザル実施要項

(運行期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日)

令和6年4月4日

上里町

1. 目的

この要項は、上里町地域公共交通活性化協議会において運行内容を決定し、上里町が実施にかかる費用を運行事業者へ補助することで実施する上里町コミュニティバス「こむぎっち号」の令和7年4月1日から令和12年3月31日までの運行事業者について、公募型プロポーザルにより選定を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 件名

上里町コミュニティバス「こむぎっち号」運行業務（以下、運行業務という）

(2) 期間

協定締結の日から令和12年3月31日まで

※令和6年度は運行準備に係る期間とし、運行開始は令和7年4月1日とする。なお、車両の調達等の影響により遅延する場合には、運行期間及び使用する車両について、協議の上決定する。

(3) 業務内容

「上里町コミュニティバス「こむぎっち号」運行業務仕様書」のとおり

(4) 見積上限額

240,405,000円（消費税込み）。

※予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があり得るものとする。

3. 提出書類等

書類番号	書類名称
様式第1号	質問書
様式第2号	参加表明書
様式第3号	事業経歴書
様式第4号	事業所（営業所）一覧
様式第5号	有資格者一覧
様式第6号	業務提案書
様式第7号	財務三表（決算書）

4. 選定スケジュール（予定）

内容	期間等
実施要項等の配付	令和6年4月 4日（木）
質問の受付期間	令和6年4月 4日（木）午前8時30分から 令和6年4月11日（木）午後5時まで
質問に対する回答	令和6年4月16日（火）
参加表明書の提出	令和6年4月22日（月）午後5時まで
提案書の提出	令和6年5月 9日（木）午後5時まで
書面審査の結果	令和6年5月13日（月）午後3時まで
プレゼンテーション審査	令和6年5月中旬～下旬
審査結果通知の発送	令和6年5月下旬
審査結果の公表	令和6年5月下旬
協定書締結	令和6年6月中旬

※スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

※プレゼンテーション審査の日程は、参加表明書を提出した者に別途通知する。

5. 実施要項、申請書類等の配付

(1) 配付開始日：令和6年4月4日（木）

(2) 配付方法：町ホームページ <https://www.town.kamisato.saitama.jp/4296.htm>

6. 担当部署

上里町 総合政策課 政策調整係（担当：戸部）

住 所：埼玉県 児玉郡 上里町 大字七本木5518

TEL：0495-35-1238

Email：sousei@town.kamisato.lg.jp

7. 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 国税、地方税等の滞納者でないこと。
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183条）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ている者。
- (4) 上里町または埼玉県内、群馬県藤岡市、高崎市、玉村町、伊勢崎市に事業所または営業所（運行管理者および整備管理者が常駐する）を有していること。もしくは、運行開始前までに上里町または近隣に事業所または営業所を有することが確実であること。
- (5) 上里町暴力団排除条例（平成24年上里町条例第24号）第2条の規定に該当しない者。

8. 質問・回答

(1) 質問の受付期間

令和6年4月4日（木）午前8時30分 から 令和6年4月11日（木）午後5時 まで

(2) 質問方法

「様式第1号 質問書」に必要事項を記載し、電子メールに「6. 担当部署」へ提出すること。

※メールの件名を「上里町コミュニティバス運行事業者選定プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後、「6. 担当部署」に送信確認の電話をすること。

(3) 質問事項とその回答

令和6年4月16日（火）までに、町ホームページに質疑者の名前を伏せ掲示して回答する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。回答内容は、本要項及び関係する仕様書類の追加、修正として取扱う。

9. 参加表明書の提出

(1) 提出期限：令和6年4月22日（月）午後5時 まで

(2) 提出場所：「6. 担当部署」

(3) 提出方法：持参または郵送（郵送の場合は、締切日に必着のこと）

(4) 提出書類：「様式第2号 参加表明書」

10. 業務提案書等の提出

(1) 提出期限：令和6年5月9日（木）午後5時 まで

(2) 提出場所：「6. 担当部署」

(3) 提出方法：持参または郵送（郵送の場合は、締切日に必着のこと）

(4) 提出書類

書類番号	書類名称	提出部数	用紙サイズ
様式第3号	事業経歴書	10部	A4版
様式第4号	事業所（営業所）一覧	10部	
様式第5号	有資格者一覧	10部	
様式第6号	業務提案書	10部	
様式第7号	財務三表（決算書）	1部	

※様式第3号～様式第6号については、様式第3号～様式第6号の順に綴り、通しでページ番号を付し、製本（ファイル等に綴る）して提出すること。

※様式第6号の項目「2. 事業内容・事業実績」以降は、任意様式を用いても良い。

(5) 「様式第6号 業務提案書」の見積金額について

① 運行経費

運行経費は、今後の人件費や物価高騰等による単価の上昇分等を見込んだ金額を記入すること。

② 車両購入費

運行車両の減価償却期間は5年間とし費用を計上すること。

③ 車両のラッピング費用

車両のラッピング費用は、令和7年度から令和11年度までの各年に、車両ラッピング費用の5分の1ずつ計上すること。

11. 運行事業者選定方法

提出された書類を基に、経済性（見積金額）だけでなく、安全性、サービス性、地域性の観点から評価する。

(1) 書面審査

プレゼンテーション審査に先立ち、書面審査を実施する。提出された業務提案書等の不備や参加資格要件の確認を行う。書面審査合格者には、令和6年5月13日（月）午後3時までに、メールにて連絡する。

(2) プレゼンテーション審査

上里町は運行事業者候補者の選定に係る選定委員会を設置し、プレゼンテーション審査を行い、運行事業者候補者を選定する。なお、プレゼンテーションにおいて、全ての事業者において選定委員の評点の平均が50点に達しない場合は、契約予定者は選定せず、再公募を行うものとする。参加者が1者であっても評価（選定）は実施する。

①実施日時

令和6年5月中旬

※プレゼンテーション審査の日程は、参加表明書を提出した者に別途通知する。

②実施場所

上里町役場・会議室

※提案者ごとの集合時間、集合場所については、別途通知する。

③実施方法

業務提案書等に基づき、30分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、選考委員によるヒアリング（20分）を行う。

④その他

- ・追加資料の配布は禁止する。
- ・プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは町が用意する。その他、必要な機器は参加者が準備するものとする。なお、プロジェクター及びスクリーンの使用は、必須ではない。

④選考基準

選考基準については、別紙参照。

⑤審査結果の通知

プレゼンテーション審査の結果は、審査終了後に業務提案書の提出者全員に通知する。ただし、選定における評価、審査内容の詳細については非公開とし、選定結果に対する異議申立ては受理しない。

12. 本業務運行資格の失格条項

- ①「7. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ②各書類の提出期限に遅れた場合
- ③審査結果に影響を与える不正および故意の工作があった場合
- ④提出書類、ヒアリング内容について虚偽があった場合
- ⑤その他、適正な審査を妨害することがあった場合

13. 協定書の締結

上里町は、運行事業候補者として選定された者と運行業務仕様書と業務提案書等の内容を基本として、事業実施についての協議と調査を行い、協定書を締結する。ただし、選定された業務提案書等の内容及び協議結果によって、運行業務仕様書の一部を変更した上で、協定書を締結する場合がある。

14. 留意事項

- ①公募に係る説明会は開催せず、質問書（様式1）により疑問点に対応する。
- ②提案書の作成及び提出など選定に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- ③提出期限後における提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提出された参加確認書及び提案書等は返却しない。
- ④今回の募集については、協定日以降の事業の準備行為として実施するものであり、災害等により事業を中止することもある。その場合、町は提案に要した経費についての補償等は一切行わない。

選 定 基 準

運行の安全確保、円滑な業務について (40点/100点)	
<p>地域の公共交通を担う業務であることから、安全性の確保については最重要項目として いる。安全性の確保、円滑な運行を図るために、評価項目は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似業務の実績 ・ 予備車両状況 ・ 運転者の確保状況 ・ 運転者の健康管理体制 ・ 事故または災害発生時の対応体制 ・ 運行業務体制 ・ 車両整備体制 ・ 飲酒運転防止への取組 ・ 国土交通省による処分状況(事故発生状況) ・ 損害賠償責任能力 	40点
利用者への対応について (25点/100点)	
<p>公共交通を維持、確保していく上で、利用者数が一定以上いることが最低条件となる。 快適な利用環境に直結する利用者への対応は重要となる、また、主たる利用者が交通弱 者であると考えられるため、評価項目は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転者への教育体制(マナー向上など) ・ 利便性向上への取組 ・ 高齢者、障害者(車椅子利用者、視覚障害者、聴覚障害者)、 子どもなど交通弱者への配慮、教育体制、取組 ・ 利用者への情報提供への取組 ・ 利用者の増加策への取組 ・ 苦情への対応体制 ・ ドライブレコーダーの設置 など 	25点
価格について (25点/100点)	
見積金額およびその内訳について評価を行う。	25点
上里町新コミュニティバス(仮称)への提案、その他 (10点/100点)	
<p>利便性の向上を図っていくために、乗継性の向上、利用者への周知や分かりやすい時刻 表など運行事業者の経験や知恵を提案してもらうために、この評価項目を設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道及び上里町デマンド交通との結節に関する提案 ・ 持続可能な公共交通とするための提案 ・ 緊急時(道路混雑、工事、イベント等)への対応体制 ・ その他の提案 	10点

※取組については他市町村での取組、または本業務における取組案。